

令和5年度第2回庁議提案 審議・**報告**・その他
 提出日：令和5年5月8日
 担当部・課：教育委員会 博物館〔98-4831〕

① 件名	石巻市博物館協議会条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 石巻市博物館協議会条例（以下「条例」という。）は、その一部に博物館法（以下「法」という。）を引用する条項があるが、法の一部を改正する法律が施行され引用条項の条ずれが生じている。</p> <p>【目的】 条例を一部改正し、引用条項の条ずれの整理を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 博物館法（昭和26年法律第285号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 4年 4月 博物館法の一部を改正する法律の公布（令和5年4月1日施行） 令和 5年 4月 石巻市教育委員会定例会に報告</p>
⑤ 主な内容	<p>博物館法の一部改正に伴い、石巻市博物館協議会条例を以下の通り整理する。</p> <p>石巻市博物館協議会条例第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき」に改める。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 なし</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、他自治体においても同様の改正を行う。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	<p>令和5年6月 市議会第2回定例会に石巻市博物館協議会条例の一部改正について提案 （公布の日から施行）</p>
⑨ その他	